

〈9月定例市議会〉

3校 (真中、二井田、杉沢) の統合など決まる

9月定例市議会は9月1日(土)に招集されました。今度の市議会には1億1,968万3,000円にのぼる48年度の一般会計補正予算案などの議案14件のほか47年度の病院と水道事業の会計決算の認定2件、47年度水道事業の会計継続精算の報告1件がそれぞれ提案されました。

今回、市議会の会期を8日間と決めていましたが、3校統合(真中、二井田、杉沢小)の問題で審議のび、結局、会期を1日延長し、9日の午前3時11分、公害防止条例案を閉会中継続審査にしたほかは、いずれも原案どおり(3校統合はその施行年月日を49年4月1日から、51年4月1日に議案訂正)可決して、9日間にわたる日程を終えました。

以下は、今議会で決った主なものです。

〈3校統合は51年4月に〉

～ 統合時には14学級の予定 ～

3校(真中、二井田、杉沢小)の統合問題については、3校の中でも真中地区の真中小を守る会から反対の請願が出されるなど、今議会で十分審議された議案です。

真中小を守る会でも、真中小は今後とも複式学級にならない、すぐれた環境の保持、そして、通学路が長くなることなど10数項目の反対理由をあげました。

しかし、市としては、この統合問題について真中地区でも行なった「教育懇話会」また「市長と語る会」など、46年11月から数度にわたって地元の方々と話しあってきたところであり、将来的な見地に立って、3校統合が適切であるという考えで今回議案を提出しました。

学校統合に対する市の考え方は、適正規模校によってこそ、よりよい教育条件が生み出され、教育効果があるものと

考えています。

具体的には、統合によって、養護教諭や事務職員の配置があるのをはじめ、教育機器の整備、理科、音楽、図工室、そして体育館の教育設備が良くなるという利点ができます。

このような観点のほか、今回の3校統合に際しては、現校舎と校地とは、その地域住民の文化センターとしての活用も考えており、また、子どもの通学の安全を期すためには、バスの運行、通学路の整備等には万全を期すことにしています。

統合時期も、51年4月1日からありますが、よりよい校舎と設備をして、すぐれた条件と環境の中で子どもたちを教育することが市の願いでもあります。

3校統合に対する市民のご理解と関係住民のご協力を市ではのぞんでいます。

(私・市立)

〈幼稚園の授業料免除額が拡大〉

幼稚園教育の普及充実をはかるために幼稚園に4才児および5才児を通園させておられるご家庭の授業料を減免する額が拡大される事が今議会で決まりました

対象となる範囲

市内に住んでいて、市立幼稚園および私立幼稚園に4才児および5才児を通園させている保護者で、昭和48年度に納入する市民税が非課税となる方、および均等割のみの方、または所得割額が1万円以下となる方(その家庭の市民税の所得割額の合計が1万円以下となる場合に限り、)

手続き

授業料の減免を希望される方は、「授業料等減免措置に関する申請書」に必要事項を記入のうえ、市民税の課税証明書(市役所市民課窓口発行)を添えて、幼稚園にお届けください。

申請書の締切り

10月20日(土)

認定通知・減免の方法

該当者の認定は、市教育委員会が行ない、各園長を通じてご家庭に通知します

問い合わせ先

市教育委員会学校教育課
(電話2-1212 内線261)

〈一般会計の補正〉

一般会計に1億1,968万3,000円を追加したため、歳入、歳出の予算総額は33億1,997万円になりました。

補正の中で、主な事業として

- 城南保育園の新築 1,075万円
- 清風荘土留工事費追加 180万円
- 真中地区第2次構造改
- 善事業費追加 2,596万円
- 二井田地区養豚団地補助 597万円
- 潤こう改良工事追加 1,300万円
- 砂利、砕石購入追加 600万円
- 舗装工事費追加 200万円
- 桂城スポーツ館建設費追加200万円
- 私立幼稚園就園補助追加 241万円
- 桂城小新築附帯工事費追加256万円

〈第4次住居表示を実施〉

7月号の本紙で、新・旧図面とともにお伝えした第4次住居表示も計画案のとおり決まり、10月1日から実施されます。

今後、町と字が変更になる地区

- 長木川以北の清水1丁目～清水3丁目に接する西側地帯
- 餅田地区
- 片山2丁目、根下戸新町、住吉町の一部

“青い羽根”

募金額は228,108円に

「水難事故防止強調月間」にちなんで、7月1日から1カ月間、市民の協力を得ながら、「青い羽根募金」運動を実施したところ、228,108円の額に達しました。

この運動は、水難事故を防止したり、救済事業のための資金にするため行なわれたものですが、この趣旨をご理解されご協力くださいました市民の皆さんに厚くお礼申し上げます。

なお、皆さんのご芳志は、日本水難救済会秋田県支部に納入しましたので、ご報告いたします。

〈地区別募金額〉

旧大館	86,810円
釈迦内	33,965円
長木	14,350円
二井田	5,570円
上川沿	9,645円
下川沿	10,193円
真中	5,155円
十二所	14,475円
花矢	47,945円

サラリーマンの奥さんも

〈国民年金に加入を〉

国民年金では、サラリーマンの奥さんのために、任意加入の年金をおすすめしています。任意加入ですからいつからでも加入でき、届出によって脱退も再加入も自由です。

国民年金に加入して、月500円の定額保険料を25年納めると、65歳から月2万円の老令年金が受けられます。

また、万が一ご主人に先立たれたときには、ご主人の年金の半額が遺族年金として支給されます。

そのほか、月350円の掛金を納めてより高い年金を受けることのできる附加年金制度もあります。

※加入の方法など詳しいことは、厚生課年金係へおたずねください。



土地の売買 地上権の設定

は届け出を～

今年の6月1日から、秋田県土地対策要綱が施行されました。これは、土地の計画的な利用と地域の秩序ある発展を図るために定められたもので、一定の面積以上の土地の売買等には届け出が必要になりました。

以下はそのあらましですが、土地の計画的利用を図るうえからも、市民の皆さんのご協力をお願いします。

●届け出が必要な場合

土地の売買と地上権、地役権、賃借権、採石権を設定する場合

①都市計画法に規定する市街化区域内の土地では、2,000㎡(605坪)以上。

②市街化区域外の都市計画区域(本市の場合)では、5,000㎡(1,512坪)以上。

③、①、②以外の土地では、10,000㎡(3,025坪)以上。

●届け出の事項

- ◆当事者の住所、氏名(名称)
- ◆土地の所在、地目および面積
- ◆権利の種別および売買予定価格
- ◆土地の利用目的

●契約締結の中止または催告を受ける場合

◆土地の売買等の予定価格が近傍類地の取引価格等に照らし、著しく適正を欠くとき。

◆土地の利用目的が県および市で行なう事業の遂行に著しく支障があるとき。

◆土地の利用目的が道路、水道の諸施設の整備の予定地、周辺の自然環境の保全、文化財の保護などの上で明らかに不適当であるとき。

●届け出は3週間前に企画室へ

届け出は、土地売買契約締結の3週間前まで県知事に届け出すことになっています。(市役所経由)

なお届け出の用紙は企画室(2階)にあります。

老人居室整備資金の 貸付制度を公布

受付期間 10月11日～11月30日

老人福祉の増進をはかるため老人居室整備資金の貸付を行なうことになりました。貸付は昭和49年4月1日から始められます。

●貸付の対象者

資金の貸付対象となる方は、大館市内に居住し、60才以上の老人と同居する方で、老人の居室の整備に際し、自力で整備を行なうことが困難な方。

●貸付の限度

1戸当り……50万円

●貸付の条件

- ①貸付利率……年2%
- (据置き期間中は無利子)
- ②据置期間……1年以内
- ③償還期間……据置期間後9年以内
- ④償還方法……元利均等年賦償還
- ⑤延滞利息……償還期日を経過した

日から年10.75%の割合を乗じた額

●貸付の申請

資金の貸付を受けようとする方は、老人居室整備資金貸付申請書につき書類を添えて提出していただきます。

- (1)申請者保証人の所得および資産に関する証明書
- (2)工事見積書
- (3)老人居室整備計画平面図

●希望者の受付期間

10月11日から11月30日まで貸付希望者の受付期間は上記のようになっていますので、貸付けに対する問い合わせや相談したいことがありましたら、この期間をご利用ください

●申込み受付先

市役所福祉事務所福祉係